

子育て世帯が生活サービス拠点に定住するため、又は親との同居・近居するための住宅の新築・購入を応援します

花巻市では、住宅を取得した子育て世帯を対象とした奨励金制度を新たに創設、本年4月1日より開始しています。

①花巻地域、大迫地域、石鳥谷地域、東和地域の中心部（「生活サービス拠点」）での住宅取得に対する奨励金

（花巻地域、石鳥谷地域）

花巻市立地適正化計画においては、花巻地域、石鳥谷地域の中心部において「居住誘導区域」が設定されています。子育て世帯が「居住誘導区域」において住宅を取得する場合、奨励金（30万円）を支給します。なお、JR花巻駅東側にあたる花巻中央地区の人口減少率が特に大きいことから、花巻中央地区を中心とする立地適正化計画上の「都市機能誘導区域」において住宅を取得する子育て世帯には20万円を加算し、奨励金を合計50万円支給します。

（大迫地域、東和地域）

大迫地域、東和地域には「居住誘導区域」は設定されておりません。しかしながら、市内の転入転出状況を見ますと、大迫地域・東和地域から花巻地域・石鳥谷地域に移住する方が多く、その結果として大迫地域・東和地域の人口が減少する傾向が見られます。そこで大迫地域、東和地域中心部の活性化を図るとともに大迫地域、東和地域それぞれの全体としての人口減少に歯止めをかけることを目的として、それぞれの中心部に住宅を取得する子育て世帯に奨励金（30万円）を支給します。

②親世代と同居や近居*のための住宅取得に対する奨励金

子育て世帯と親世帯の日常的な交流を可能とするとともにそれぞれの地区の人口を維持するために、親世帯と同居または近居*するために住宅を取得する子育て世帯に奨励金（30万円、但し、「都市機能誘導区域」においては50万円）を支給します。

近居*：親世代と同一のコミュニティ地区（花巻市コミュニティ条例で定める27コミュニティ地区）内に住居を取得すること

事業の内容

1 交付対象者

①生活サービス拠点*に住宅を取得した方

- 花巻市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」に住宅を取得した方
- 上記都市機能誘導区域を除いた花巻地域・石鳥谷地域の「居住誘導区域」に住宅を取得した方、大迫東和地域にあっては地域住民の皆さんと話し合いにより決められる生活サービス拠点に住宅を取得した方

②交付対象者の2親等以内の親族（ただし、兄弟姉妹を除く。以下同じ）の世帯と同居又は近居するために住宅を取得した方

共通

- 奨励金の対象となる建物の登記が完了した日、又は、対象となる建物に住民登録した日のいずれか早い日に中学生以下の子と同居していること。交付対象者又は交付対象者の配偶者が妊娠している場合（母子健康手帳の交付を受けている場合に限る。）を含む。
- 交付対象者の世帯に市税滞納がないこと。
交付の対象となる住宅にお住いの方の納税証明書で確認させていただきます。

生活サービス拠点*

- A 花巻地域：花巻市立地適正化計画における「都市機能誘導区域」・・・別添資料1「青線に囲まれた区域」
- B 花巻地域：花巻市立地適正化計画における「居住誘導区域」・・・別添資料1「赤線に囲まれた区域」
- C 石鳥谷地域：花巻市立地適正化計画における「居住誘導区域」・・・別添資料2「赤線に囲まれた区域」
- D 大迫・東和地域：花巻市立地適正化計画で「居住誘導区域」が指定されていないことから、地域住民の皆さんと話し合いを行い、生活サービス拠点の範囲を決めます（5月中に決定予定）・・・別添資料3・4「赤線に囲まれた区域」（住民説明会に提出した区域案）

2 奨励金の額

30万円（但し、都市機能誘導区域に住宅を取得した方については、さらに20万円を加算し、50万円）

3 申請手続

基準日から6か月以内に「花巻市子育て世帯住宅取得奨励金交付請求書」に関係書類を添付して、市役所本庁舎2階定住推進課に提出。上記請求書は公式ホームページよりダウンロードできます。

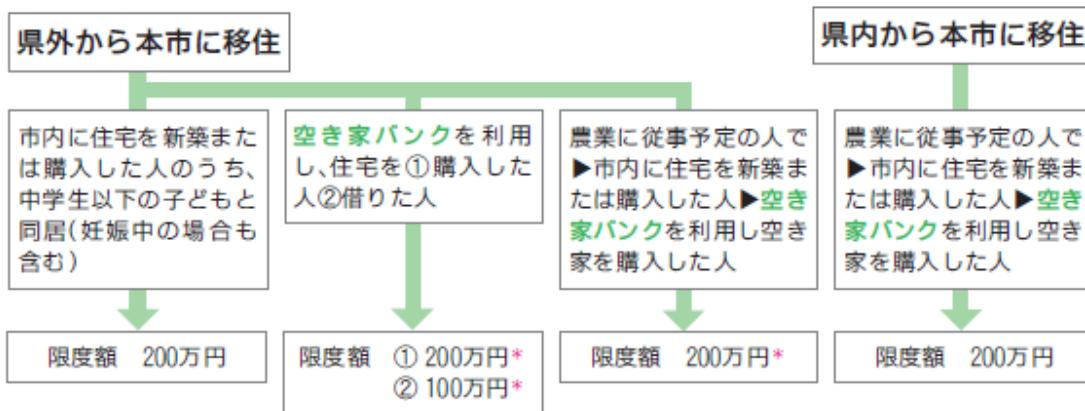
- 添付書類
- ・奨励金の対象住宅の建物登記簿全部事項証明書
 - ・納税証明書（滞納がないことを証する書面）
 - ・宣誓書
 - ・交付対象者又は交付対象者の配偶者が妊娠している場合は母子健康手帳の写し
 - ・奨励金の交付対象住宅に居住する者の住民票の写し（①の場合）
 - ・2親等以内の親族の世帯の住民票の写し（②の場合）
- 共通

ポイント！

花巻市では、本奨励金とは別に、岩手県外から本市へ移住し、空き家バンクを利用して空き家を取得又は賃借した方や、子育て世帯で住宅を新築・購入した方、県外・県内から本市へ移住し農業に従事する予定の方で住宅を新築・購入した方に対して住宅取得等補助金を交付しています。

この補助金の交付対象者が本奨励金の交付要件を満たすときには、どちらも交付を受けることができます。この補助金の交付対象は下記のとおりです。

住宅取得等補助金の概要



※補助対象経費合計額の2分の1を限度額内で補助します

* 空き家バンク利用者で県の移住促進事業費補助金の対象となる場合、限度額に最大20万円が加算されます

4 その他

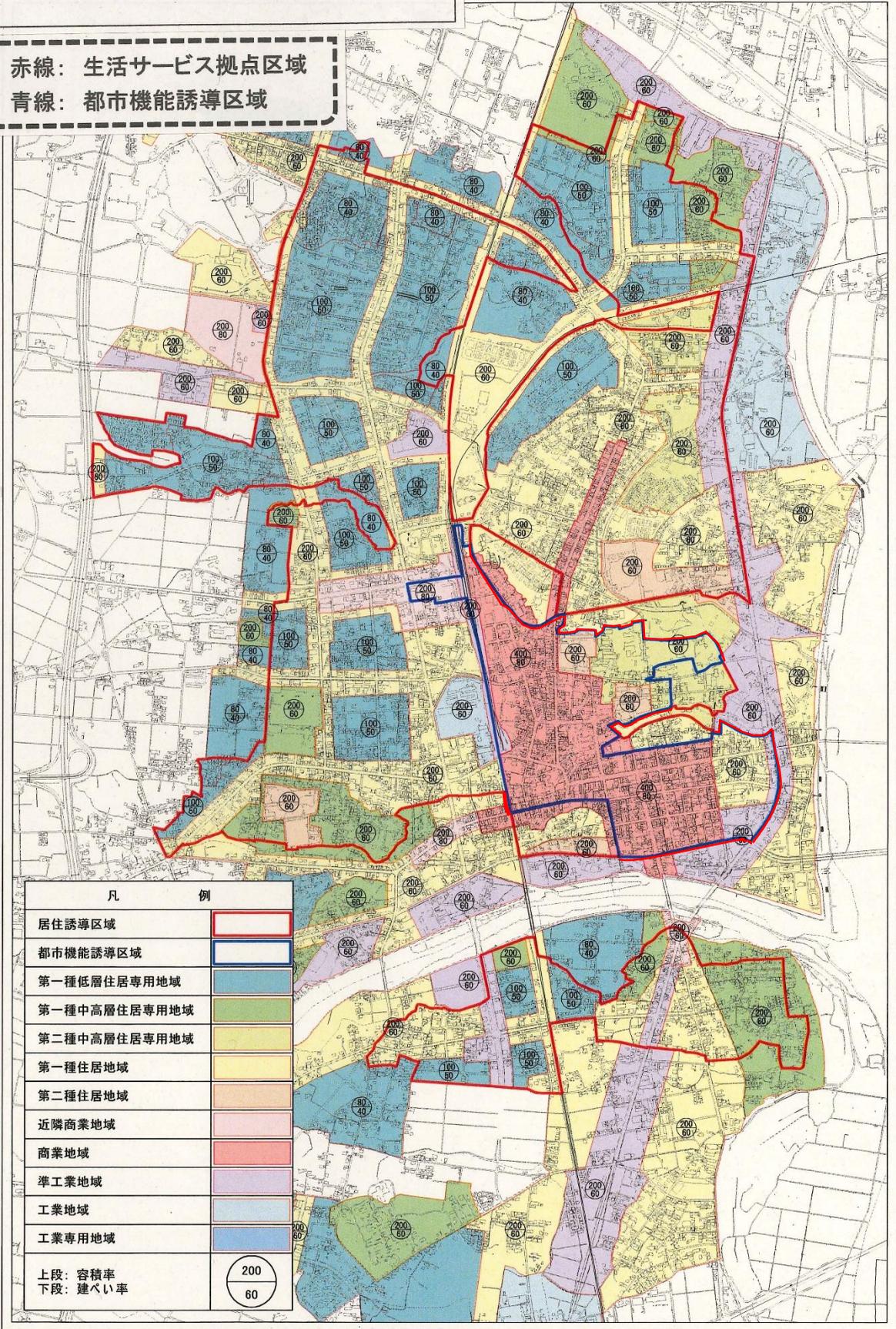
奨励金の交付を受ける子育て世帯の方が住宅金融支援機構から住宅取得資金の貸し付けを受ける場合について、優遇金利を利用できるよう、住宅金融支援機構と協定を締結する予定としています。（6月末の予定）

花巻地域生活サービス拠点区域

(花巻地域)



赤線：生活サービス拠点区域
青線：都市機能誘導区域



凡 例	
居住誘導区域	
都市機能誘導区域	
第一種低層住居専用地域	
第一種中高層住居専用地域	
第二種中高層住居専用地域	
第一種住居地域	
第二種住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	
上段：容積率 下段：建ぺい率	

1 : 15,000

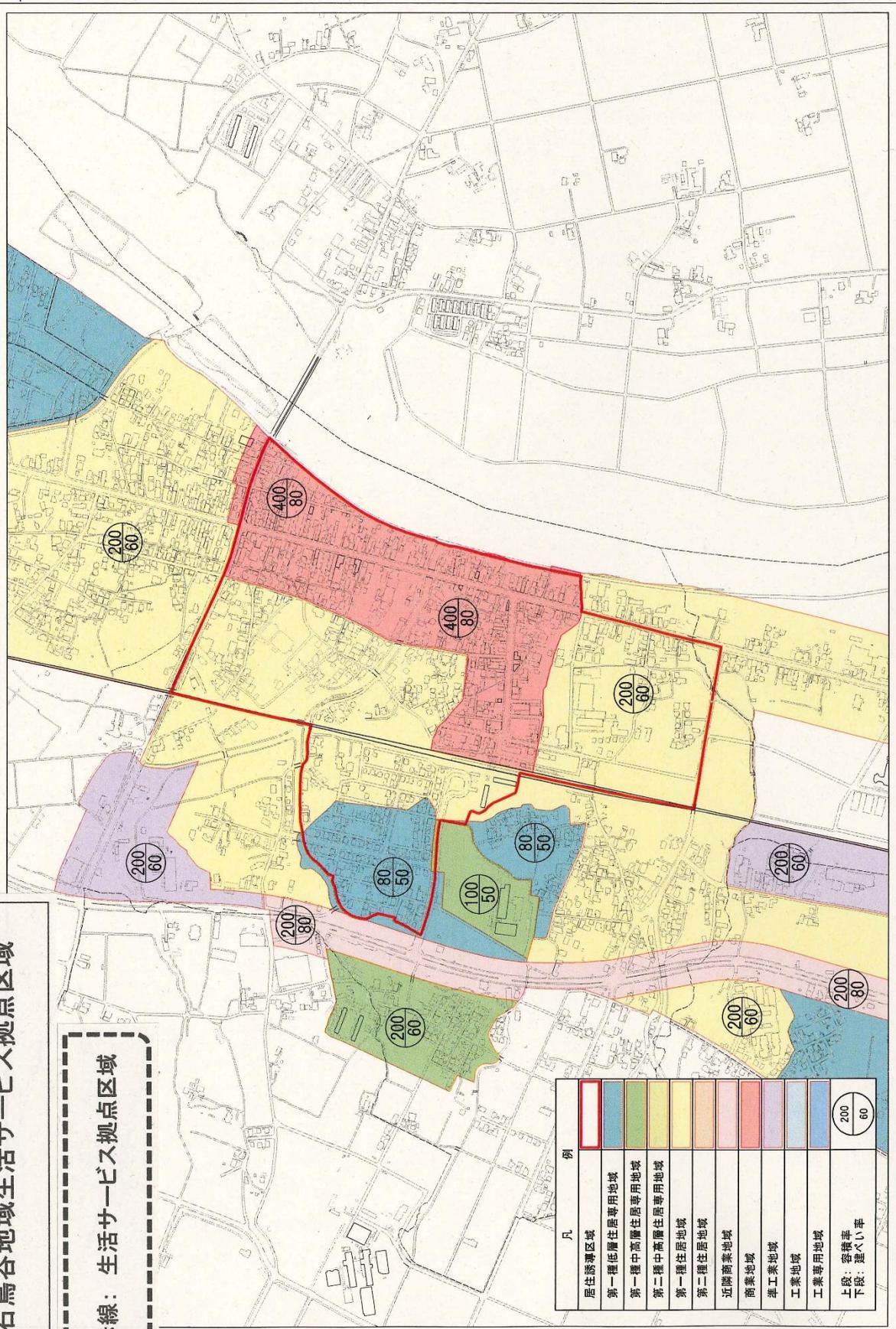
0 100 300 1,000



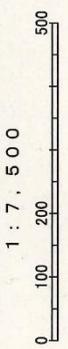
居住誘導区域(石鳥谷地域)

石鳥谷地域生活サービス拠点区域

赤線：生活サービス拠点区域



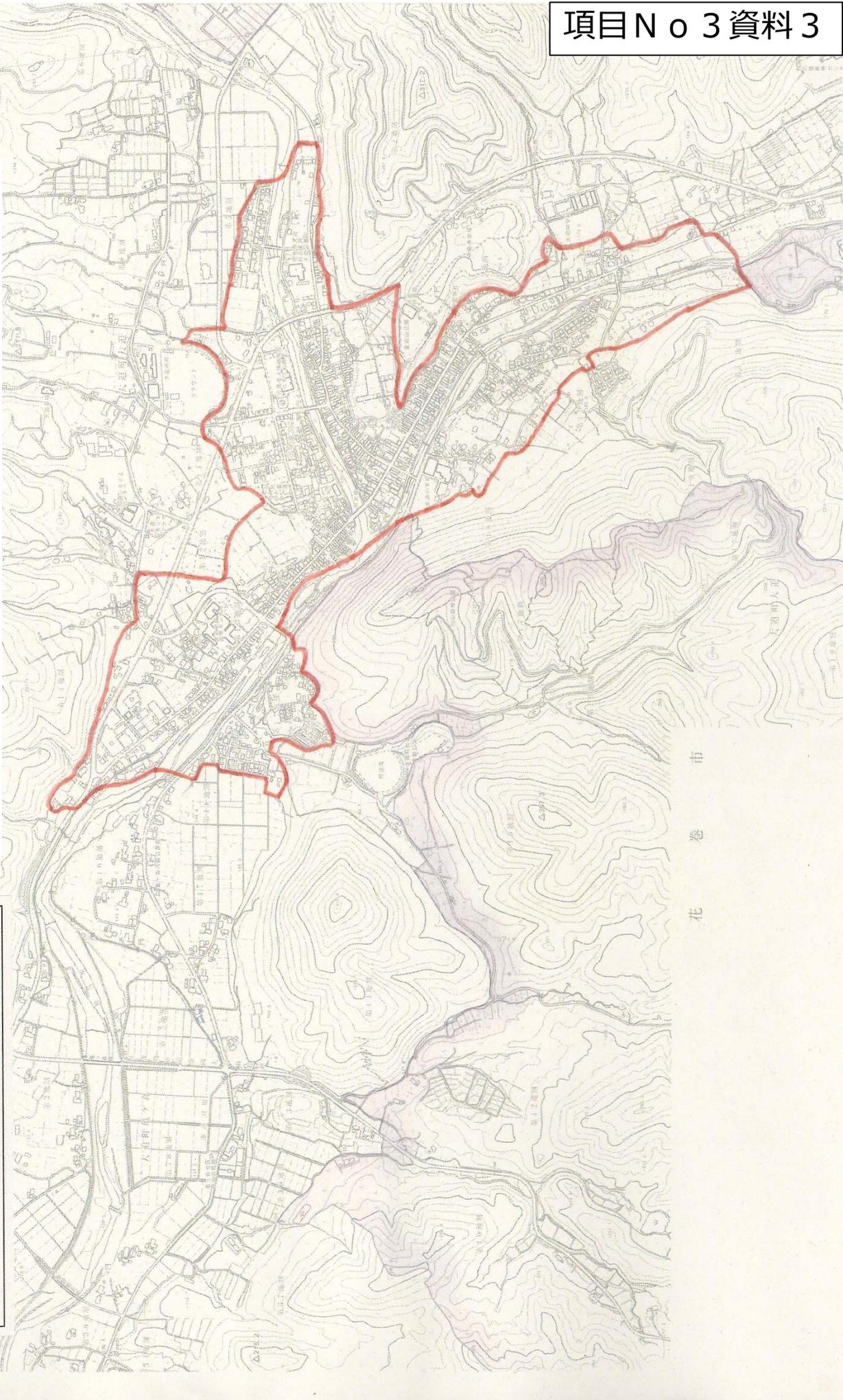
凡	例
居住誘導区域	(Red outline)
第一種低層住居専用地域	(Light blue)
第一種中高層住居専用地域	(Light green)
第二種中高層住居専用地域	(Light yellow)
第一種住居地域	(Light orange)
第二種住居地域	(Light purple)
近隣商業地域	(Light red)
商業地域	(Light blue)
準工業地域	(Light green)
工業地域	(Light blue)
工業専用地域	(Light blue)
上段：容積率	(200/60)
下段：建ぺい率	(60)



1 : 7,500

住民説明会に提出した原案です
住民の皆さんの意見を伺い変更となる場合があります。

大迫地域生活サービス拠点区域(案)



花巻市

住民説明会に提出した原案です
住民の皆さんの意見を伺い変更となる場合があります。

東和地域生活サービス拠点区域(案)

